

政策評価調書(政策体系図)

所管名:内閣府(組織:内閣本府、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、沖縄総合事務局)

元年度成立予算における政策体系図 【基本(実施)計画(元年3月策定)】(注3)		2年度概算要求における政策体系図 【基本(実施)計画(2年3月策定(予定))】(注4)		政策評価 調書番号	政策評価 調書番号
上位レベル (注1, 2)		上位レベル (注1, 2)			
中位レベル (注1, 2)		中位レベル (注1, 2)			
下位レベル (注1, 2)		下位レベル (注1, 2)			
1. 公文書等管理政策		1. 公文書等管理政策			
1. 適正な公文書管理の実施		1. 適正な公文書管理の実施		1	
(1)公文書管理制度の適正かつ円滑な運用		(1)公文書管理制度の適正かつ円滑な運用		1-①	
(2)公文書管理の適正確保のための監察等の実施		(2)公文書管理の適正確保のための監察等の実施		1-②	(注6)
2. 政府広報・広聴		2. 政府広報・広聴			
1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		1. 政府広報・広聴による政府施策の理解、協力の促進		2	
(1)重要施策に関する広報		(1)重要施策に関する広報		2-①	
(2)国際広報の強化		(2)国際広報の強化		2-②	
(3)世論の調査		(3)世論の調査		2-③	
3. 経済財政政策		3. アイヌ政策			
1. 経済財政政策の推進		1. アイヌ施策の推進		3	
(1)政府調達に係る苦情処理		(1)アイヌ施策の推進		3-①	
(2)対日直接投資の推進		4. 経済財政政策			
(3)道州制特区の推進		1. 経済財政政策の推進		4	
(4)民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)		(1)政府調達に係る苦情処理		4-①	
(5)市民活動の促進		(2)対日直接投資の推進		4-②	
(6)「絆力(きずなりよく)」を生かした復興・被災者支援の推進		(3)道州制特区の推進		4-③	
(7)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用		(4)民間資金等活用事業の推進(PFI基本方針含む)		4-④	
(8)内外の経済動向の分析		(5)市民活動の促進		4-⑤	
4. 地方創生の推進		(6)「絆力(きずなりよく)」を生かした復興・被災者支援の推進		4-⑥	
1. 地方創生の推進		(7)民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する制度の運用		4-⑦	
(1)「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進		(8)内外の経済動向の分析		4-⑧	
(2)都市再生安全確保計画の策定の促進		5. 地方創生の推進			
(3)地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		1. 地方創生の推進		5	
(4)地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進		(1)「環境未来都市」構想・自治体SDGsの推進		5-①	
(5)国家戦略特区の推進		(2)都市再生安全確保計画の策定の促進		-	
(6)中心市街地活性化基本計画の認定		(3)地方創生リーダーの人材育成・普及の推進		5-②	
(7)構造改革特区計画の認定		(4)地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進		5-③	
(8)地域再生の推進		(5)国家戦略特区の推進		5-④	
(9)総合特区の推進		(6)中心市街地活性化基本計画の認定		5-⑤	
(10)地方版総合戦略に基づく取組の推進		(7)構造改革特区計画の認定		5-⑥	
5. 地方分権改革の推進		(8)地域再生の推進		5-⑦	
1. 地方分権改革の推進		(9)総合特区の推進		5-⑧	
(1)地方分権改革に関する施策の推進		(10)地方版総合戦略に基づく取組の推進		5-⑨	
6. 地域経済活性化事業等支援政策の推進		6. 地方分権改革の推進			
1. 地域経済活性化事業等支援政策の推進		1. 地方分権改革の推進			
(1)「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進		(1)地方分権改革に関する施策の推進		-	
7. 科学技術・イノベーション政策		7. 地域経済活性化事業等支援政策の推進			
1. 科学技術・イノベーション政策の推進		1. 地域経済活性化事業等支援政策の推進			
(1)原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等		(1)「地域経済活性化支援機構法」に基づく地域経済活性化事業等の推進		-	
(2)科学技術イノベーション創造の推進		8. 科学技術・イノベーション政策			
8. 遺棄化学兵器廃棄処理		1. 科学技術・イノベーション政策の推進		6	
1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進		(1)原子力の研究、開発及び利用に係る政策の検討・情報発信等		6-①	
(1)化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理		(2)科学技術イノベーション創造の推進		6-②	
9. 防災政策		9. 遺棄化学兵器廃棄処理			
1. 防災政策の推進		1. 遺棄化学兵器廃棄処理事業の推進		7	
(1)防災に関する普及・啓発		(1)化学兵器禁止条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄処理		7-①	
(2)国際防災協力の推進		10. 防災政策			
(3)災害復旧・復興に関する施策の推進		1. 防災政策の推進		8	
(4)地震対策等の推進		(1)防災に関する普及・啓発		8-①	
(5)防災行政の総合的推進		(2)国際防災協力の推進		8-②	
10. 原子力災害対策		(3)災害復旧・復興に関する施策の推進		8-③	
1. 原子力災害対策の充実・強化		(4)地震対策等の推進		8-④	
(1)原子力防災対策の充実・強化		(5)防災行政の総合的推進		8-⑤	
(2)原子力被災者生活支援の推進		11. 原子力災害対策			
11. 沖縄政策		1. 原子力災害対策の充実・強化		9	
1. 沖縄政策の推進		(1)原子力防災対策の充実・強化		9-①	
(1)沖縄政策に関する施策の推進		(2)原子力被災者生活支援の推進		9-②	
12. 共生社会政策		12. 沖縄政策			
1. 共生社会実現のための施策の推進		1. 沖縄政策の推進		10	
(1)子ども・若者育成支援の総合的推進		(1)沖縄政策に関する施策の推進		10-①	
(2)青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)		13. 共生社会政策			
(3)高齢社会対策の総合的推進		1. 共生社会実現のための施策の推進		11	
(4)バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等		(1)子ども・若者育成支援の総合的推進		11-①	
(5)障害者施策の総合的推進		(2)青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)		-	
(6)交通安全対策の総合的推進		(3)高齢社会対策の総合的推進		11-②	
(7)子どもの貧困対策の総合的推進		(4)バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等		11-③	
(8)青年国際交流の推進		(5)障害者施策の総合的推進		11-④	
		(6)交通安全対策の総合的推進		11-⑤	
		(7)子どもの貧困対策の総合的推進		11-⑥	
		(8)青年国際交流の推進		11-⑦	

政策評価調書(政策体系図)

所管名:内閣府(組織:内閣本府、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、子ども・子育て本部、総合海洋政策推進事務局、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、沖縄総合事務局)

Table with 4 columns: Policy Level (Upper, Middle, Lower), Policy Name, Policy Evaluation Survey Number (Example 1), and Policy Evaluation Survey Number (Example 2). Rows include categories like '男女共同参画社会の形成の促進', '食品安全政策', '公益法人制度の適正な運営の推進', etc.

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 〇年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 2年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、2年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。

政策評価調書(政策評価体系図)

組織 地方創生推進事務局		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	4. 地方創生の推進									
調査番号	対象	(項)	(事項)		(1)	(1)	(2)	(3)	(4)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
			地方創生推進事務局											
	×		地方創生推進事務局の運営に必要な経費(主要経費 95)											
2-2(次) 5-1(注)	●		地方創生の推進に係る計画認定等に必要な経費(主要経費 95)							○	○	○	○	●
5-2(注)	●		総合特区推進調整費											
	●		総合特区の推進調整に必要な経費(主要経費 95)										●	
5-2(注)	●		地方創生推進費											●
	●		地方創生の推進に必要な経費(主要経費 95)											●
5-2(注)	●		地方創生基盤整備事業推進費											●
	●		地方創生の推進のための基盤整備事業に必要な経費(主要経費 48)											●

組織 知的財産戦略推進事務局		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	-
調査番号	対象	(項)	(事項)		
			知的財産戦略推進事務局		
	×		知的財産戦略推進事務局の運営に必要な経費(主要経費 95)		

組織 宇宙開発戦略推進事務局		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	18
調査番号	対象	(項)	(事項)	(1)	
			宇宙開発戦略推進事務局		
	×		宇宙開発戦略推進事務局の運営に必要な経費(主要経費 95)		
17-1(1)	●		宇宙開発利用政策の企画立案等に必要な経費(主要経費 95)		●

組織 北方対策本部		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	19
調査番号	対象	(項)	(事項)	(1)	
			北方対策本部		
	×		北方対策本部の運営に必要な経費(主要経費 95)		
18-1(1)	●		北方領土問題対策に必要な経費(主要経費 95)		●
18-1(1)	◆		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費		
	◆		独立行政法人北方領土問題対策協会運営費交付金に必要な経費(主要経費 95)		◆

組織 子ども子育て本部		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	20 子ども・子育て支援			
調査番号	対象	(項)	(事項)		(1)	(2)	(3)	(4)
			子ども子育て本部					
	×		子ども子育て本部の運営に必要な経費(主要経費 95)					
19-1(1)	●		子ども子育て支援に必要な経費(主要経費 95)					●
	●		高等教育修学奨励費					
19-1(1)	●		高等教育の修学支援に必要な経費					●
			子ども子育て支援年金特別会計へ繰入(主要経費)					
			子ども子育て支援年金特別会計へ繰入					
19-2(3)(4)	◆		子ども子育て支援の財源の年金特別会計子ども子育て支援勘定へ繰入れに必要な経費(主要経費 95)			◇	◇	◆
	×		特別給付等の財源の年金特別会計子ども子育て支援勘定へ繰入れに必要な経費(主要経費 95)					

組織 総合海洋政策推進事務局		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	21
調査番号	対象	(項)	(事項)	(1)	
			総合海洋政策推進事務局		
	×		総合海洋政策推進事務局の運営に必要な経費(主要経費 95)		
			有人国境離島政策推進費		
20-1(1)	●		有人国境離島政策の推進に必要な経費(主要経費 95)		●

組織 国際平和協力本部		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	22
調査番号	対象	(項)	(事項)	(1)	
			国際平和協力本部		
	×		国際平和協力本部の運営に必要な経費(主要経費 95)		
21-1(1)	●		国際平和協力業務の実施等に必要な経費(主要経費 95)		●

組織 日本学術会議		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	23
調査番号	対象	(項)	(事項)	(1)	
			日本学術会議		
	×		日本学術会議の運営に必要な経費(主要経費 95)		
22-1(1)	●		科学に関する重要事項の審議等に必要な経費(主要経費 95)		●

組織 官民人材交流センター		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	24
調査番号	対象	(項)	(事項)	(1)	
			官民人材交流センター		
23-1(1)	●		官民人材交流センターの運営に必要な経費(主要経費 95)		●

組織 沖縄総合事務局		政策評価	政策評価の対象	予定経費要求書	-
調査番号	対象	(項)	(事項)		
	×		沖縄総合事務局		
	×		沖縄総合事務局一般行政に必要な経費(主要経費 95)		
	×		沖縄海防事業調査費		
	×		沖縄海防事業調査費に必要な経費(主要経費 41)		
	×		沖縄治水事業工事費		
	×		沖縄治水事業工事費に必要な経費(主要経費 41)		
	×		沖縄道路整備事業工事費		
	×		沖縄道路整備事業工事費に必要な経費(主要経費 42)		
	×		沖縄港湾空港整備事業工事費		
	×		沖縄港湾空港整備事業工事費に必要な経費(主要経費 43)		
	×		沖縄道路環境整備事業工事費		
	×		沖縄道路環境整備事業工事費に必要な経費(主要経費 44)		
	×		沖縄国営公園事業工事費		
	×		沖縄国営公園事業工事費に必要な経費(主要経費 45)		
	×		沖縄農業生産基盤整備事業工事費		
	×		沖縄農業生産基盤整備事業工事費に必要な経費(主要経費 46)		
	×		沖縄水産基盤整備事業調査費		
	×		沖縄水産基盤整備事業調査費に必要な経費(主要経費 46)		

注1「政策評価の対象(●・×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に関する整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系図)

所管:復興庁(組織:復興庁)会計:東日本大震災復興特別会計

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	概算要求書	4. 経済財政政策								10. 防災政策					11. 原子力 災害対策		14. 男女共同参画 社会の形成の促進				
			(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)		
		(項) (事項)																				
		地域活性化等復興政策費																				
4-⑥	●	経済財政政に関する調査等に必要な経費(主要経費 95)							●													
8-③⑤	●	防災基本政策の企画立案等に必要な経費(主要経費 95)													●							
9-①②	●	原子力災害対策に必要な経費(主要経費 95)															○	●				
12-③	●	男女共同参画社会の形成の促進に必要な経費(主要経費 95)																				●

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

- については政策評価の対象となっているもの
- ◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの
- ×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系図)

所管:内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省所管

会計:エネルギー対策特別会計

組織又は勘定:電源開発促進勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		11. 原子力 災害対策
		(項)	(事項)	
9-①		原子力安全規制対策費		
	●	原子力の安全規制対策に必要な経費 (主要経費 63)		●
9-①		事務取扱費		
	◆	原子力の安全規制対策に必要な経費 (主要経費 63)		◆

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

政策評価調書(政策評価体系図)

所管:内閣府及び厚生労働省 会計:年金特別会計 組織又は勘定:子ども・子育て支援勘定

政策評価 調書番号	政策評価 の対象	予定経費要求書		20.子ども・子育て支援			
		(項)	(事項)	(1)	(2)	(3)	(4)
19-②		児童手当等交付金					
	●	児童手当交付金に必要な経費(主要経費 05)			●		
	●	特例給付等交付金に必要な経費(主要経費 06)			●		
		子ども・子育て支援推進費					
19-③	●	子どものための教育・保育給付等に必要な経費(主要経費 05)				●	
19-④		地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費					
	●	地域子ども・子育て支援に必要な経費(主要経費 05)					●
	●	仕事・子育て両立支援等に必要な経費(主要経費 06)					●
	×	業務取扱費					
		業務取扱いに必要な経費(主要経費 06)					
	×	諸支出金					
		過誤納拠出金の払戻し等に必要な経費(主要経費 06)					
	×	予備費					
		予備費(主要経費 98)					

注)「政策評価の対象(●◆×)」欄については、以下の整理により記載すること。

●については政策評価の対象となっているもの

◆については政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの

×については政策評価の対象となっておらず、政策との対応関係を明らかにできないもの(◆以外)

(別紙3)

政策評価調書(政策評価の対象となっていない新規「項」「事項」について)

所 会 組織(勘定):	管 計: :
-------------------	--------------

項	事項	政策評価の対象 (◆×)	政策評価の対象としない理由

該当なし。

(注1) 「政策評価の対象」の欄には、「政策評価調書(政策体系と予算書の対応表)」(別紙2)の記載例を参考にそれぞれ該当する記号(◆×)を付すこと。

(注2) 「政策評価の対象としない理由」の欄には、対外的な説明にも使用できるものを記載すること。